

安心・安全な水道事業の基盤強化について

【担当省庁】厚生労働省

自然災害の発生や進行する施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等、水道事業を取り巻く環境が厳しくなることが想定される。については、地域の実情に応じて、事業統合などの広域化・広域連携が推進されるよう、国による「生活基盤施設耐震化等交付金」の充実やノウハウ共有等の技術支援を図られたい。

特に、市町村域を越えた施設の共同化の連携事業を行う場合は、2事業者であっても国庫補助金の対象とされたい。

また、府においては、広域的連携等推進協議会を設置し、市町村と連携して広域化・広域連携の検討を推進しながら、水道基盤強化計画の策定を進めることとしているが、更に強力に取組を進めるには国の強いリーダーシップと支援が不可欠であることから、厚生労働省が主体となって、関係省庁の横断的な推進組織を設置し、各関係省庁の水道事業の基盤強化につながる施策の統合を図られたい。

【現状・課題等】

- 将来にわたって、安心安全な水道事業の運営を持続させるには、水道の基盤強化は喫緊の課題である。
- 広域化・広域連携の推進は課題解決に有効な方策のひとつであるが、各水道事業者の事業状況等に差があり、足並みが揃っていない。
- 国においては、各関係省庁が水道事業の基盤強化につながる施策を行っているが、省庁間のつながりがなく、それぞれの施策効果が限定的なものとなっている。
 - <都道府県に対する計画策定の要請>
 - ・厚生労働省：改正水道法に基づく基盤強化計画
 - ・総務省：水道広域化推進プラン
 →いずれも管内の広域連携に関する事項を定めることとなっている
 - <広域化事業に対する財政支援>
 - ・厚生労働省：国庫補助金は3事業者以上の事業統合を前提にした広域化を対象
 - ・総務省：地方財政措置は2事業者以上の広域連携を対象
 →国が広域化を推奨していることから、財政支援は国庫補助に集約して実施することが適当と考えるが、省庁間の連携が十分行われておらず、それぞれに実施されている状況

京 都 府
の担当課

府民環境部 公営企画課(075-414-4373)

■生活基盤施設耐震化等交付金【厚労省】(432億円)

水道施設の耐震化、水道事業の広域化や重要インフラの緊急点検を踏まえた基幹管路の耐震化等に必要な経費について、財政支援を実施

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2、4/10、1/3、1/4

▶今年度新規拡充された水道事業の広域化促進のための支援策

○広域化事業の交付対象事業者の拡充

- ・3以上の水道事業者の事業統合等を交付対象事業とする条件について、水道事業者のほか水道用水供給事業者及び簡易水道事業者の統合も対象とする。

○水道施設共同化事業を交付対象事業として創設

- ・都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）等において、将来的に3以上の水道事業等で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の水道事業等が、他の水道事業等と実施する共同の水道施設の建設事業であることが要件

■「都道府県が行う水道事業者等の連携推進の取組」の例

- ・広域化・広域連携に関する経営シュミレーションの実施
- ・施設の共同設置、連絡管敷設等に対する補助
- ・業務の共同委託や物品の共同購入等広域連携の取組支援

■関係省庁

- ・総務省：地方財政措置など
- ・内閣府：PFIなど
- ・経済産業省：水道情報一元管理の推進